

別紙

道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、当該行為が以下の条件のいずれかに該当する場合、道路交通法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

- 1 道路使用許可の審査基準（以下、「審査基準」という。）1に基づいて当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が審査基準1に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。
- 2 審査基準2に基づいて当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により、当該行為が許可の際に付されていた条件のみでは審査基準2に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。
- 3 審査基準3に基づいて当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により、審査基準3（3）に規定する基準のいずれかを満たさなくなった場合。